

特定非営利活動法人 地球市民 ACT かながわ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 地球市民 ACT かながわ (以下「本会」という。) という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は国際協力、国際交流、国際協力を担う人材の育成などの国内事業を通じて世界の平和と親善に貢献し、途上地域や貧困など困難な状況にある子ども達の未来を開き、その活動を通じて私たち自身の足元を見直し、地球市民社会の実現を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 国際協力の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 途上地域の子ども達や女性たち等、国内、国外を問わず、協力を必要とする人々に対する支援事業、並びに国際ボランティアの育成事業
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は次の3種とし、運営会員をもって、特定非営利活動促進法 (以下「法」という。) 上の社員とし、その他の会員については理事会の決議により細則をもって定める。

- (1) 運営会員 本会の目的に賛同して入会した議決権を持つ個人または団体
- (2) 一般会員 本会の目的に賛同して入会した個人または団体
- (3) その他の会員

(入会)

第7条 運営会員として本会に入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出し、運営会員となる。

- 2 一般会員として本会に入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代

表理事に提出し、一般会員となる。

- 3 代表理事は、前2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 運営会員は、理事会で別に定める会費を納入する。

- 2 一般会員は、理事会で別に定める会費を納入する。

(会員の退会)

第9条 運営会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第10条 運営会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は運営会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員の除名)

第11条 運営会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会において理事総数の過半数の議決に基づき、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に理事会において弁明の機会を与える。

- (1) 本会の定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的や規約に反する行為をしたとき。

(会員の義務)

第12条 運営会員は、本会を政治、宗教、その他営利目的のために利用しない。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第14条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事とし、代表理事のほか2人の副代表理事を置くことができる。

(役員を選任等)

第15条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事は、互選により代表理事及び副代表理事を選任する。
- 3 監事は、理事または本会の職員を兼ねてはならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(役員の仕事)

第16条 代表理事は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときには、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成しこの定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本会の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の仕事等)

第17条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員の仕事は、それぞれの前任者又は現任者の仕事の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は仕事が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の仕事補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充する。

(役員の仕事)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において出席した理事の過半数の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対して、議決の前に弁明の機会を与える。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の仕事等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は運営会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他、本会の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年一回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を招集する。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知する。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した運営会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、運営会員総数の過半数の出席で成立する。

(議決)

第28条 総会の議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した運営会員の過半数の同意があった場合にはこの限りではない。

2 総会の議事は、この定款に定めがあるもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(表決権等)

第29条 各運営会員の表決権は、平等である。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営会員は、第19条、第27条、前条第2項、次条第1項及び第49条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名し、これを保存する。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、運営会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 理事の選任及び解任に関する事項
- (4) 監事の選任及び解任に関する事項
- (5) 会費及びその他の会員に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(8) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事がこれを招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、その理事会において出席した理事の中から選任する。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第37条 理事会の議決事項は第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数の同意があった場合にはこの限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等である。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、前条第2項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名し、これを保存する。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 本会の資産は代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは理事会の議決を経ることとする。

(弾力条項)

第46条 第43条の規定にかかわらず、業務量の増加により必要な経費に不足を生じたときは、代表理事は、理事会の議決を経て、その業務量の増加により増加する収入に

相当する金額を、その業務のために必要な経費に使用することができる。この場合、代表理事は遅滞なく本会の掲示場にその旨を掲示するとともに、次の総会においてこの規定の適用を行った旨を報告する。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に理事会の承認を得る。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 本会がこの定款を変更するには、総会において、出席した運営会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、運営会員総数の過半数の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうちから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第52条 本会が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の過半数の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第53条 本会は、その事務を処理するために事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置く。
- 3 事務局長及び事務局員の任免は理事会の議決を経て代表理事が行う。

第10章 公告の方法

(公告)

第54条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載する。
ただし、貸借対照表の公告については本会のホームページに掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	近 田	真 知 子
理 事	島 田	克 彦
理 事	バツクレイ	麻 知 子
理 事	伊吾田	善 行
監 事	呉	正 男
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年6月30日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	6,000 円
-----	---------

附 則

この定款は、平成26年2月7日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年6月11日から施行する。

当会の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人地球市民 ACT かながわ
代表理事 近田真知子